



(公財)水道技術研究センター
〒105-0001 東京都港区虎ノ門2-8-1
虎ノ門電気ビル2F
TEL 03-3597-0214, FAX 03-3597-0215
E-mail jwrchot@jwrc-net.or.jp
URL <http://www.jwrc-net.or.jp>

EU加盟国の飲料水水質に関する技術報告書から (その17)

－ルクセンブルグ (Luxembourg) －

1. 大規模給水ゾーン (Large Water Supply Zones)

(要約)

現在のマイクロフィッシュ (情報保存媒体の一種) は、国の所管官庁から報告された2008～2010年におけるデータを用いて、ルクセンブルグの飲料水水質を取り扱っている。

大規模水道に関するデータの分析から、2008～2010年の期間において、ルクセンブルグにおける飲料水は約43の給水ゾーンによって消費者に供給されたことが明らかになった。

全パラメータでみれば、最悪ケースを想定した場合に基づく、給水ゾーンの62%は、報告されたモニタリングデータがなかったか、不十分であった。

(注)「最悪ケースを想定した場合 (worst case assumption)」とは、モニタリングデータが報告されなかった場合はモニタリングが実施されなかったと想定した場合をいう。

モニタリングデータが提供されなかったパラメータは、主に化学的パラメータであった。しかし、ルクセンブルグから追加の説明があり、モニタリングデータのない給水ゾーンの割合はもっと低い。

モニタリングが広く行われているところでは、微生物学的パラメータの基準適合率は99%超であった。2010年において、微生物学的及び化学的パラメータのサンプルの基準適合率は99%に達した。

水質基準に関する基準不適合の主な原因は、公共配水ネットワークの問題に関係していた。

全般に、パラメータ値不適合が登録された時は、ルクセンブルグは是正措置を報告している。

1.1 全般情報 (General Information)

[2008～2010年の報告期間におけるルクセンブルグの全般情報]

	2008年	2009年	2010年
総人口(千人)	483	493	502
給水ゾーン数	39	43	43
給水人口(人)			
給水量(百万 m ³ /年)	43	44	44
水源構成(水量ベース、%)	地下水 48% 地表水 52%	地下水 54% 地表水 46%	地下水 51% 地表水 49%

(参考) 飲料水水質に関する国のデータベースのリンク先

<http://www.eau.public.lu>

ルクセンブルグは、総人口が502千人であり、1日当たり1,000 m³超を給水する大規模給水ゾーンは42ゾーンであることを報告している。この報告には、1つの小規模給水ゾーンに関する情報も含まれている。ルクセンブルグの飲料水の水源は51%が地下水であり、49%が地表水であった。

2009年から2010年の間に総人口が1.8%増加したにも関わらず、給水量は一定のままであった。1人1日当たり飲料水消費量は2009年の244ℓから2010年の240ℓへと減少した。

1.1.1 免除 (Exemptions)

(飲料水指令第3条2.(a)及び第3条2.(b)に従って)

ルクセンブルグでは、公的機関又は商業用の食品生産への給水に対しては、免除は適用されていない。

1.1.2 特例 (Derogations)

(飲料水指令第9条に基づく欧州委員会によって要求された情報)

ルクセンブルグからは、特例の報告はなかった。

1.2 飲料水の質及び安全性 (Quality and safety of drinking water)

飲料水指令に掲載されている48のパラメータ(ボトル水は50)は3つの異なるグループに分類される。すなわち、人の健康に対して直接影響する微生物学的及び化学的パラメータと、浄水プロセス及び飲料水の感覚的な質に関する情報を提供する上で重要な指標パラメータである。さらに、指標パラメータの一部はそれ自体では定量的な基準を有しておらず、消費者が受け入れ可能かどうか依存する。

それ故、最初の二つのカテゴリーに当てはまるパラメータの超過は供給される飲料水の質を回復するための方策を講じるきっかけとなる一方、指標パラメータの超過は、所管官庁の義務として超過又はそれらの存在が人の健康に危険を及ぼすかどうかについて検討するきっかけとなるものである。例えば、指標パラメータのレベルの上昇は、浄水施設が適切に運転されていない、浄水施設が設計能力を超えて運転されている、または浄水施設が浄水処理の機能を果たすことができていないことを示唆することがある。

2. 小規模給水ゾーン (Small Water Supply Zones)

1. データの質に関する全般的なコメント (General comments on data quality)

ルクセンブルグは、大規模給水ゾーンの報告に用いられる定期的な報告様式において、小規模給水ゾーンの情報を報告している。小規模給水ゾーンと大規模給水ゾーンの間で区別がされていなかった。ルクセンブルグは、154 給水ゾーンにおいて 50 万人の全ての人々に対して給水されていることを報告している。

154 の給水ゾーンによって、1 日当たり 44 m³ の水が供給された。飲料水は、地下水と地表水から、それぞれほぼ同量が生産された。

2. 飲料水の質及び安全性 (Quality and safety of drinking water)

(飲料水指令第 4 条, 第 5 条, 第 6 条及び第 7 条)

2.1 飲料水水質 (Drinking water quality) (飲料水指令第 4 条及び第 5 条)

飲料水指令の飲料水水質の要求事項を全て遵守している小規模給水ゾーンは、下表のとおり、64.93%であった。

小規模給水ゾーン数	飲料水水質の要求事項を全て遵守している給水ゾーンの割合
154	64.9%

微生物学的パラメータである大腸菌 (*E.coli*) 及び腸球菌 (Enterococci) は、小規模給水ゾーンのそれぞれ 1.3%及び 3.2%の基準不適合であった。基準不適合は、公共配水システム及び水源における不具合が原因であった。指標パラメータである大腸菌群は、給水ゾーンの 21.4%において基準不適合であった。

(文責) センター専務理事

安藤 茂

配信先変更のご連絡等について

「JWRC水道ホットニュース」配信先の変更・追加・停止、その他ご意見、ご要望等がございましたら、会員様名、担当者様名、所属名、連絡先電話番号をご記入の上、下記までEメールにてご連絡をお願いいたします。
〒105-0001 東京都港区虎ノ門2-8-1 虎ノ門電気ビル2F (公財) 水道技術研究センター ホットニュース担当
E-MAIL : jwrchot@jwrc-net.or.jp

TEL 03-3597-0214 FAX 03-3597-0215

また、ご連絡いただいた個人情報は、当センターからのお知らせの配信業務以外には一切使用いたしません。

水道ホットニュースのバックナンバーについて

水道ホットニュースのバックナンバー (第58号以降) は、下記アドレスでご覧になれます。

バックナンバー一覧 <http://www.jwrc-net.or.jp/hotnews/hotnews-h26.html>

国・地域別の水道情報 http://www.jwrc-net.or.jp/aswin/projects-activities/country_area.html

耐震化関連の情報 <http://suido-taishin.jp/hotnews.html>

水道ホットニュースの引用・転載について

水道ホットニュースの引用・転載等を希望される方は、上記ホットニュース担当までご連絡をお願いいたします。なお、個別の企業・商品・技術等の広告にはご利用いただけません。